

蟹田・脇野沢航路利用促進キャンペーン業務公募型プロポーザル要領

1. 目的

県では、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化等により旅客収入が落ち込んでいる蟹田・脇野沢航路（以下、「航路」という。）の利用者増加に向けて、レンタカーの自動車航送料等の割引キャンペーンを実施します。

については、下記のとおり受託事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施します。

2. 発注者（委託者）

青森県

3. 業務の概要

- (1) 業務名：蟹田・脇野沢航路利用促進キャンペーン業務
- (2) 業務内容：蟹田・脇野沢航路利用促進キャンペーン業務委託仕様書のとおり
なお、採用された提案内容に基づく仕様の内容変更があること。
- (3) 履行期限：契約締結日から令和6年3月10日（金）
- (4) 委託予定上限額：11,000,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4. 受託者決定までのスケジュール

- (1) 募集の開始：令和5年4月14日（金）
- (2) 質問書の提出期限：令和5年4月21日（金）16時
- (3) 質問書に対する回答：令和5年4月28日（金）
- (4) 参加表明書の提出：令和5年5月15日（月）16時
- (5) 企画提案書の提出期限：令和5年5月29日（月）必着
- (6) 企画提案書の審査：令和5年6月1日（木）
- (7) 審査結果通知：令和5年6月2日（金）予定
- (8) 契約締結：令和5年6月5日（月）以降

5. 参加資格要件

次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

6. 質問の受付

(1) 質問方法

任意の様式に質問事項及び担当者、連絡先（電話、メールアドレス）を記載の上、電子メール又はFAXにより提出すること。質問を送信した場合は、電話にて下記担当に質問の受信について確認すること。

- (2) 提出期限
令和5年4月21日（金）16時
- (3) 回答方法
令和5年4月28日（金）までにメール等により回答する。
なお、質問及び回答は県HPに掲載し、質問者へ掲載した旨を連絡する。

7. 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
参加表明書（様式1）
- (2) 提出部数
1部
- (3) 提出期限
令和5年5月15日（月）16時

8. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案提出書（様式2）
 - ② 事業者概要書（様式3）
 - ③ 企画提案書（様式任意）
 - ④ 企画提案に係る見積書（様式任意）

※見積書には企画提案書の内容を実施するための費用とその積算内訳を明らかにすること。
なお、見積額が3.（4）の委託予定上限額を上回った場合は審査の対象としない。
- (2) 企画提案書の記載内容
 - ① 業務実施に関する組織体制及び業務実施スケジュール
 - ② 業務実施内容
 - ③ 業務実施手法
 - ④ 業務実施に係る特記事項
- (3) 提出部数
5部（ただし、見積書は原本1部とコピー5部）
- (4) 提出期限
令和5年5月29日（月）必着

9. 企画提案書の審査

本業務の実施に当たり設置する審査会において、提出された企画提案書に基づき、書面審査を実施する。

10. 留意事項

- (1) 失格又は無効について
次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
 - ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④ 本実施要領に違反すると認められる場合
 - ⑤ その他、指示した事項に違反した場合

(2) その他

- ① 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 委託業務企画提案競技に関する説明会を行わない。
- ③ 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、企画提案競技参加者が負うものとする。
- ④ 提案書作成・提出に係る費用は支給しない。
- ⑤ 企画提案競技参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属するが、提出した書類は返却しない。
- ⑥ 提案内容はすべて見積額に反映させること。(別途費用を要する等の内容は不可とする。) また、仕様書に記載のない項目についても、追加提案事項として評価対象とする。ただし、追加提案事項も見積額に反映させること。

11. 契約締結について

- (1) 委託者は、最も優れた企画提案を行った者(以下、最優秀提案者という。)を契約の相手方候補として契約交渉を行う。
なお、契約交渉の際、提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることができるものとする。
- (2) 最優秀提案者との契約が成立しない場合、次点者を契約の相手方候補として契約交渉を行うことがある。

12. 問合せ・連絡・提出先

〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県企画政策部交通政策課 担当 山田谷、土屋

TEL 017-734-9151 FAX 017-734-8035

電子メールアドレス kotsu@pref.aomori.lg.jp